年厚生労働省告示第二十四号)(抄)○医薬品、医療機器等の品質、有効を改正する件 新旧対照条文 医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一 項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一 部

有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品 (平成十七

(傍線の部分は改正部分)

(210) (略)	(209) (略)	(208) オゼノキサシン	(207) (略)	(121) \$ (206) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	(120) 略	(119) イロプロスト	(118) (略)	(1) \$ (117) (略)	でに掲げるものに限る。	改 正 後
(208) オフロキサシン	(207) オセルタミビル	(新設)	(206) オクスプレノロール	(120) (205) (略)	(119) インジセトロン	(新設)	(118) イルベサルタン・トリクロルメチアジド	(1) (117) (略)	次に掲げるものに限る。	改正前

(214) (413) (683) (685) (510) (679) (417) (506) (687) (686)(682) (681) (509) (508)(507) (416) (415) (414) (213) (212) (211) (680)ヒスタミン バンデタニブ チオトロピウム臭化物水和物・オロダテロール塩酸塩 オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル オマリグリプチン スクロオキシ水酸化鉄 (略) (略) (略) 略 略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (676) (678) (504) (673) (412) (501) (210) (409) (675)(503)(502)(411) (410) (209)(679)(674) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) ピオグリタゾン チオプロペラジン・ジメタンスルホン酸 スチリペントール ビキサロマー バンコマイシン チオチキセン オメプラゾール スキシブゾン (略) 略) (略) 略)

九 (857) (995) (717) \$ (853) (999) (1036) (689) (713) (998) (997) (996) (856) (855) (854) (716) (715) (714) (688)(略) ルストロンボパグ ベンラファキシン ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩 (略) 略) (略) (略) 略) (略) (略) 略) (略) (略) (略) 九 (988) (1025) (847) (985) (708) \$ (844) (681) (705) (680)(987) (846) (845) (707) (706) (986)(新設) (新設) (新設) 略 ルキソリチニブ ビソプロロール ルセオグリフロジン 抱水クロラール ベンブトロール ピルフェニドン ビルダグリプチン (略) 略) 略) (略)